

令和2年10月30日

保護者 各位

岡山県立岡山聾学校

校長 片山 伸吾

インフルエンザによる治癒証明書の変更について

時下、日頃から保護者の皆さまには本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

これまでインフルエンザにかかった場合、治癒証明書をお願いしておりましたが、治癒証明書のために医療機関を再度受診することにより他の感染症にかかるリスクや保護者の方々への負担軽減のため、治癒証明書の扱いを次のように変更いたします。

- ① 医師にインフルエンザと診断されたら、すぐに学校に連絡
- ② 「インフルエンザ罹患報告書」(学校からお渡しします。HPからもダウンロード可能です。)に発症日からの経過を家庭で記入
- ③ 「インフルエンザ罹患報告書」に示してある【インフルエンザの出席停止期間の基準】をもとに登校が可能かどうか確認(症状が強かったり判断に迷ったりする場合は医師にご相談ください。)
- ④ 再登校時、学校に「インフルエンザ罹患報告書」を提出

なお、インフルエンザ以外の感染症については、これまでどおりの治癒証明書を提出していただきますので、お間違えのないようお願いいたします。